

令和7年4月1日

事業者の皆様

旭川市総務部契約課

旭川市建設工事等低入札価格調査要領の一部改正について

旭川市建設工事等低入札価格調査要領の調査基準価格の設定について次のとおり改正し、令和7年4月1日以後に公告する入札より適用しますのでお知らせいたします。

1 改正の内容

(1) **測量**における調査基準価格算定式の変更（諸経費の引き上げ）

【改正前】(直接測量費+測量調査費+(諸経費×0.48))

【改正後】(直接測量費+測量調査費+(諸経費×0.5))

(2) **土木設計**における調査基準価格算定式の変更（一般管理費等の引き上げ）

【改正前】(直接人件費+直接経費+(その他原価×0.9)+(一般管理費等×0.48))

【改正後】(直接人件費+直接経費+(その他原価×0.9)+(一般管理費等×0.5))

(3) **地質調査**における調査基準価格算定式の変更（諸経費の引き上げ）

【改正前】(直接調査費+(間接調査費×0.9)+(解析等調査業務費×0.8)+(諸経費×0.48))

【改正後】(直接調査費+(間接調査費×0.9)+(解析等調査業務費×0.8)+(諸経費×0.5))

(4) **技術資料**における調査基準価格算定式の変更（一般管理費等の引き上げ）

【改正前】(直接人件費+直接経費+(その他原価×0.9)+(一般管理費等×0.48))

【改正後】(直接人件費+直接経費+(その他原価×0.9)+(一般管理費等×0.5))

2 その他

建設工事及び建築設計(設備設計を含む。)の調査基準価格の設定については、変更ありません。